

トレーニングジム・フィットネススタジオの定期利用券及び回数券の取扱いについて

日ごろは、ジム・スタジオをご利用いただきましてありがとうございます。

さて、パークアリーナ小牧では、新型コロナウイルス感染拡大のため、令和2年2月29日から6月8日までジム・スタジオの利用停止しておりました。

施設利用停止に伴う定期利用券の取扱いについては、市のホームページにて周知しておりますがまだ、お手続きがお済みでない方については、下記のとおり、お手続きをしていただきますようお願いいたします。

記

1. 延長日数：お手持ちの定期利用券有効期間に含まれる利用停止日数
(利用停止期間：2月29日～3月31日)
2. 延長開始日：施設利用停止解除後(6月9日)から8月31日までのうちでご利用者が選択する任意の日

(※例) 2月11日～3月10日を有効期限とする定期利用券をお持ちの方が8月1日から利用再開する場合

・利用停止日数は、2月29日～3月10日までの11日間となります。

⇒ご利用者が選択する延長開始日から連続した11日分を含む期間が有効期間となります。

3. 手続き窓口：定期利用券を購入した施設(パークアリーナ小牧内トレーニングジム又は、まなび創造館スポーツセンター) ※定期利用券に記載してあります。
4. パークアリーナ小牧での受付時間：午前9時30分より午後7時まで
5. 留意事項

◇ 延長の手続き続き期限は、令和2年8月31日までとさせていただきます。

◇ 9月1日以降は、施設利用停止期間に伴う日数分の延長にはご対応できませんので、必ず期限内にお手続きをいただきますようお願いいたします。

◇ 転出等のご事情により、ご利用が不可能な方につきましては、料金の一部を返還金として支給することができます。※この場合も、手続き続き期限は令和2年8月31日までとさせていただきます。

◇ 延長される定期利用券または、返還される定期利用券もしくは、回数利用券を必ずお持ちください。※返還を希望される方は印鑑も必要です。

お問い合わせ先：パークアリーナ小牧内トレーニングジム TEL0568-77-7718

※パークアリーナ小牧で券を購入された方